



那賀町の皆様へ 令和6年度 社協会費のお願い

那賀町社会福祉協議会は、町からの補助金収入と町民の皆様からの社協会費収入等によって諸事業の運営を行っております。本年度の社協会費は、昨年同様に 1世帯あたり 300円 をお願いすることに決まりました。納入方法につきましては、地区の連絡員さんや駐在員さんのご協力を頂き10月～11月の期間に戸別をお願いすることと致しております。皆様方からご協力頂いた会費の使い道は下記の通りです。何とぞご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。



- ① 司法書士無料相談 ② 那賀町ボランティアのつどい ③ 広報（社協だより）
- ④ その他（新入学児童赤白帽子購入・地域福祉活動事業等）

那賀町共同募金委員会より

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金にご協力を!



10月より、地区の連絡員さんや駐在員さんを通じて『赤い羽根共同募金』、『歳末たすけあい募金』へのご協力をお願いしております。赤い羽根共同募金は、民間福祉事業をすすめる資金を、また県民のみならずの福祉活動への参加をお願いする募金です。「高齢者も障がい者も子どもたちも、共に生きる福祉のまちづくり」をめざして募金活動を展開しています。

那賀町で集められた募金は、一旦全額徳島県共同募金会へ納入されます。『赤い羽根共同募金』は、そのうちの55%が「地域配分金」として那賀町共同募金委員会へと配分され、共同募金配分金事業費として



地域に応じた多彩な福祉活動に使われます。地域や団体ごとに用途は異なりますが、いずれの場合も地域へ還元できるよう、工夫して事業を行っています。『歳末たすけあい募金』は、募金額の全額が那賀町共同募金委員会へと配分され、町内の歳末たすけあい事業に使われます。

那賀町の共同募金配分金事業実施例（令和5年度実績）

新入学児童学童傘進呈・ボランティアスクール・福祉教育推進・ボランティアグループ等地域活動団体への助成（環境・防災・子ども支援・高齢者支援・居場所づくりなど）
歳末たすけあい事業（歳末訪問・施設訪問等）

災害支援制度（平成26年度驚敷地区にて）

那賀町災害ボランティアセンター設置及び運営等

※共同募金は事前に使い道や目標額を定めて行われる「計画募金」です。そのため、寄付者の方々に「募金の目安」をお示しすることがあります。決して強要するものではありませんので、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。



この社協広報紙は、社協会費を財源として発行しています。社協だよりは那賀町社協ホームページ「広報紙」からも見る事ができます。右のQRコードまたは <https://shakyo-naka.e-tokushima.or.jp/> で検索！

